

令和2年4月8日

消費者ネットおかやまと株式会社オリエントコーポレーションとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（以下「消費者ネットおかやま」という。）が、株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリエントコーポレーション」という。）に対し、オリエントコーポレーションを受託者とする保証委託契約又は再保証委託契約を伴う消費者と金融機関との間での次の取引等に係る契約書等に適用される次の約款又は契約の条項（以下「本件各条項」という。）は、いずれも「相続の開始」を期限の利益喪失の事由とするものであるところ、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものではないにもかかわらず、これにより自動的に期限の利益が喪失するものとなれば、その時点から債務者の相続人は、債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払義務を負うことになるだけでなく、訴訟などの法的措置を採られるリスクも負うことになり、カードローン利用者である消費者に極めて重大な不利益を与えるものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるため、本件各条項は消費者契約法第10条^(※2)に規定する消費者契約の条項に該当して無効であるとして、これを削除することを求めた事案である。

(ア) 消費者が金融機関と当座貸越取引（カードローン取引）をする際に使用される

① 「カードローン申込書兼当座貸越契約書」に適用される契約約款の次の条項
第10条（即時支払）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から通知、催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。尚この場合、金融機関からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。

(1)～(6) 〔略〕

(7)相続の開始があったとき。

2. [略]

- ② 「カードローン申込書、カードローン保証委託申込書（兼契約書）」に適用される「保証委託約款」における次の条項

第6条（求償権の事前行使）

1. 私について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は、第4条による代位弁済前であっても通知催告を要せず、なんら担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに、借入金債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は直ちにこれを支払うものとします。但し、私がすでに借入金債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。

(1)・(2) [略]

(3)相続の開始があったとき。

(4)～(7) [略]

2. [略]

- (イ) 消費者が金融機関と金銭消費貸借契約を締結する際に使用される「金融機関提携ローン借入申込書」に適用される「保証委託約款」における次の条項

第6条（求償権の事前行使）

1. 申込者又は連帯保証人予定者について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、会社は求償権を事前に行使できるものとします。

(1)・(2) [略]

(3)相続の開始があったとき。

(4)～(8) [略]

2. [略]

- (ウ) 消費者が信用組合と当座貸越取引（カードローン取引）をする際に使用される

- ① 「信用組合提携のカードローン保証委託兼再保証委託申込書（兼契約書）」に適用される「保証委託・再保証委託約款」の次の条項

第6条（求償権の事前行使）

1. 申込者について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、乙又は丙は求償権を事前に行使できるものとします。

(1)・(2) [略]

(3)相続の開始があったとき

(4)～(8) [略]

2. [略]

- ② 「信用組合提携のカードローン申込書・カードローン契約書（当座貸越契約書）」に適用される「カードローン契約規定」の次の条項

第10条（即時支払）

1. 申込者は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から通知、催告等がなくても貸越元利金の弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。尚、この場合、申込者は、金融機関からの通知・催告なしに直ちに本契約を解約されても異議はないものとします。

(1)～(7) [略]

(8)相続の開始があったとき。

2. [略]

(※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和元年 11 月 8 日、オリエントコーポレーションは、消費者ネットおかやまに対し、本件各条項を削除したことについて連絡した。

これを受けて、令和2年1月 16 日、消費者ネットおかやまは、申入れの内容を踏まえた改定がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（法人番号 2260005003094）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社オリエントコーポレーション（法人番号 9010001070784）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html